

八幡浜市大学等高等教育世帯応援デジタル商品券給付事業 Q&A

●申請者（保護者等）に関すること

Q. 給付の対象となるのは誰ですか？

A. 基準日（令和8年4月1日）時点で八幡浜市に住民登録があり、対象となる学生等を扶養している保護者等です。

Q. 基準日（令和8年4月1日）の後に八幡浜市に引っ越してきた場合、対象になりますか？

A. 基準日（令和8年4月1日）時点で住民登録がない場合は対象となりません。

Q. 所得制限はありますか？

A. 本事業に所得制限はありません。

●対象となる学生に関すること

Q. 対象となる学生の要件である、年齢と学校の種類を教えてください。

A. 以下の両方に当てはまる学生が対象です。

年齢：平成14年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた方

学校の種類：学校教育法で定められた、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、短期講習受講を除く予備校

文科省：https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332563.htm

Q. なぜ、平成19年4月2日以降に生まれた学生（大学1回生相当など）は対象外なのですか？

A. 上記期間以降に生まれた方は、「物価高対応子育て応援手当」の支給対象となるためです。国からの支援と市の支援が重ならないように調整しており、本事業は「高等教育期」である学生の保護者等を支援することを目的としているため、年齢要件を定めています。

Q. 子ども（対象となる学生）が市外の大学に進学し、住民票も移していますが、対象になりますか？

A. お子さんの住民票が市外にあっても、申請者（保護者等）が基準日（令和8年4月1日）時点で八幡浜市に住民登録があり、その子どもを扶養している場合は対象となります。

Q. 浪人生や大学院生は対象になりますか？

A. 年齢要件を満たし、在学を証明できる場合に限り対象となります。詳細は以下の通りです。

予備校に通う浪人生：年齢要件（平成14年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた方）を満たし、短期講習受講を除く「進学を目指す予備校」に在学している場合、対象となります。

予備校に通わない浪人生：在学を証明する書類がないため、対象外となります。

大学院生：年齢要件（平成14年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた方）を満たし、大学院に在学している場合、対象となります。

●申請方法について

Q. 申請の案内は自宅に送られてきますか？

A. 個別の案内送付は行いません。お手数ですが、市の広報誌やホームページ等をご確認の上、「えひめ電子申請システム」での申請手続きをお願いいたします。

Q. 対象となる子どもが2人います。申請はどのようにすればよいですか？

A. 対象となる学生1人につき1回申請、2人の場合は2回申請が必要となりますので、お子様1人につき1回ずつ個別に申請してください。

Q. 申請に必要な書類は何ですか？

A. 「えひめ電子申請システム」でのオンライン申請の際に、以下の2つの書類の画像をアップロードしていただく必要があります。

①申請者（保護者等）の本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証の画像）

②対象となる学生の在学証明書（令和8年4月1日以降に発行され、当該学生の生年月日が記載されたものの画像）

※学生証につきましては、休学や退学の可能性があるため、原則として受付できません。

Q. 書類に不備があった場合はどうなりますか？

A. 申請時に登録されたメールアドレス宛に、不備の内容と修正方法をご連絡します。メールの案内に沿って、正しい書類の添付や入力情報の修正を行ってください。

なお、指定された期間内に修正が確認できない場合、申請が不受理となることがありますので、あらかじめご了承ください。

Q. スマートフォンを持っていませんが、申請や利用はできますか？

A. 本事業はデジタル化の推進も目的としているため、原則スマートフォンでの申請・利用をお願いしています。また、PayPay アプリの使い方や設定でお困りの際は、お近くのソフトバンクショップでご相談いただけます。

●デジタル商品券について

Q. 「八幡浜デジぽん (PayPay 商品券)」はいつもらえますか？

A. 申請する時期によって、デジタル商品券 (PayPay) の給付時期が異なります。

- ・4月1日 (水) ~5月31日 (日) に申請された方：7月上旬の給付
- ・6月1日 (月) ~6月30日 (火) に申請された方：8月上旬の給付
- ・7月1日 (水) ~7月31日 (金) に申請された方：9月上旬の給付
- ・8月1日 (土) ~8月31日 (月) に申請された方：10月上旬の給付

Q. どのようにすれば使えるようになりますか？

A. 申請時に登録されたメールアドレス宛に、チャージに必要となる URL・商品券コードを記載した「給付のお知らせ」のメールをお送りします。そこから、PayPay にチャージをしてください。なお、チャージ期限は発行日を含めた 30 日間となります。

Q. いつからいつまで、どこで使えますか？

A. 利用期間と利用可能店舗は以下の通りとなります。

利用期間：チャージした日から 150 日間

利用可能店舗：八幡浜市内の PayPay 加盟店舗 (スーパー、ドラッグストア、飲食店等)

※利用可能店舗に関しましては、PayPay のアプリ内でご確認ください。

Q. 期間内に使いきれなかった場合、払い戻しはできますか？

A. 払い戻しはできません。利用期間を過ぎると残高は失効してしまいますので、必ず期間内に使い切ってください。

Q. お釣りは出ますか？

A. PayPay 商品券は1円単位で支払いができますので、お釣りという概念はありません。なお、既にチャージ済みの残高と自動で併用利用されます。

Q. PayPay 商品券が給付される前に、既にチャージしている残額がある場合には、どのように決済されますか？

A. 特別な設定をしない限り、今回給付される PayPay 商品券から優先的に決済されます。

Q. 購入できないものはありますか？

A. 以下のものを購入するにはご利用いただけません。

- ・商品券、プリペイドカード、切手などの換金性の高いもの
- ・税金、公共料金の支払い
- ・その他 一部ご利用いただけないものがございます